

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の概要

法律の目的

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これと相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的とする。

R4.5法改正の概要

(背景)

- H29.7の法改正により導入業種の限定は廃止されたが、基本計画の義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
→市町村は基本計画に無い業種を導入することができない。
- そのため、都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



(改正後)

- 基本計画の義務的記載事項が見直され、「導入する産業の業種」の定める義務が廃止。

計画制度

主務大臣が基本方針を策定（関係行政機関へ協議）



都道府県知事が基本計画を策定（主務大臣へ協議・同意）



市町村が実施計画を策定（都道府県知事へ協議・同意）

支援措置

- **税制上の措置**
個人が産業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減（800万円の特別控除）
- **土地利用上の措置**
農地法の農地転用の特例，農振法の農用地区域からの除外の特例
- **予算上の措置**
農泊の推進など，地域資源を活用した産業の振興施策（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策））
- **金融上の措置**
（株）日本政策金融公庫による低利子融資
- **職業紹介の充実，職業訓練の実施** など